

に恵まれない村を救うべき、昭和十四年八月、村では内務省鉱山監督局・商工省・県へ手続を行なった。十月に至り県より採鉱出願手続を行ない、十二月、土地買収に着手した。許可は県より下り、県営東浪見鉱山鉱業所として開山されたのである。

終戦後、二十二年八月四日県営砂鉄鉱業所の払下げを村会の議決により長谷川貞雄村長より川口県知事へ払下げ申渡され、同十一月六日附を以て東浪見村へ払下げられたのである。(五十五万三千六百四十四円五十八銭、鉱区六万九千坪である)

十一月一日東浪見村会の議決により村長は東浪見村農業協同組合長石野一雄に譲渡されたのである。払下金は三十五万円であった。

同二十五年四月十日帝国製鉄KKと売買の契約を行なった。二十七年九月十六日売買契約が解除された。同二十八年九月アシア商事KKに売買契約する。同二十九年十二月七日東浪見農業協同組合経営を東浪見砂鉄企業組合に変更された。同三十年四月一日小松製作所と売買契約が行なわれ、翌三十一年八月二十八日同所と契約解除された。同十一月二十一日塚本総業KKと租鉱権設定並に物件授受に關し契約す。(租鉱場一千万円)

同三十六年塚本総業KKはこの土地が好いと思ひ海岸に別荘をもっている。

その後東浪見釣ヶ崎地先附近の砂鉄は許可のある範圍次第、一応採権が終った。現在鉱区は東浪見企業組合にある。

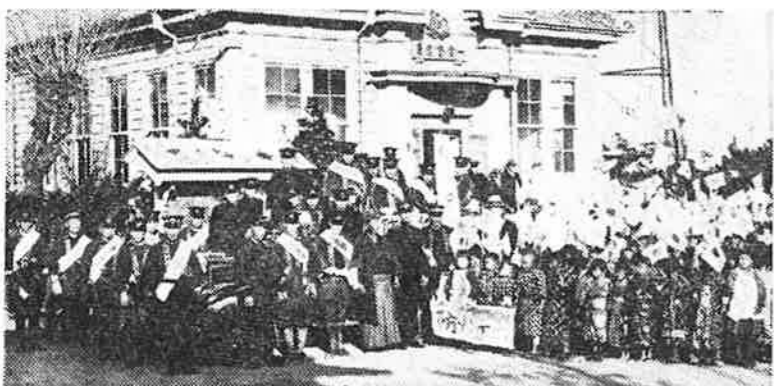
社会生活

警察・消防

警察、駐在所 一宮町の警察管区は、一宮警察署管内にある。

本署の一宮警察署は、明治十七年七月に茂原警察署の一宮本郷分署として発足したが、同二十三年十月県令一〇一号により、茂原警察署一宮分署となった。この時代に一宮分署の東浪見駐在所が設置された。その後大正十五年、一宮警察署となったが、終戦後の昭和二十二年に地方自治の本旨にもとづき、自治体警察が市と人口五千人以上の町村に設置され、間もなく現在の警察に改められた。

しかし、民主警察の育成に役立つ点は見のさせないものがある。この自治体警察(一宮町警察)の概要は次のとおりである。同二十二年十一月二十七日一宮町警察署が設置された。これは千葉県のみを試験的に設置されたもので、他県においては同年十二月十七日法律第一九六号警察法の公布により、二十三年三月に設置されたのである。一宮町警察署は当初一宮町一宮二、八三七番地、国家地方警察一宮地区警察



一宮警察署前に集合した消防組らの防火デ－行列

署庁舎（現一宮警察署）の一部を借りて執務をなし、同二十四年二月二十八日一宮町一宮二、九五六番地に（現千葉法務局一宮支局）新築移転した。同二十五年二月二十三日国家地方警察の庁舎に移転した一宮地区警察署が、一宮警部補派出所となった関係からである。昭和二十六年十月に自治体警察は廃止となって、国家警察の本建となり、更に同二十九年七月警察法改正によって千葉県一宮警察署と改称し、現在に至っている。

公安委員 警察権は、町長の所轄下に公安委員会が管理していた。公安委員会は、三人の委員で組織され、公安委員は町議会の同意を得て町長が任命し、その任期は三ヵ年であった。公安委員は次のとおり任免されていた。

小林高次	一宮町一宮二、九四八	自昭和二二、一一、二七	至"二四、三、六
関忠四郎	"二、九九九	自"二二、一一、二七	至"二五、三、六
斎藤克己	"三、〇九一	自"二二、一一、二七	至"二四、一〇、一七
御園生謙三	"九、八〇〇	自"二四、一〇、一七	至"二六、九、三〇七
久我総太郎	"三、〇六八	自"二四、一〇、一七	至"二六、一〇、一六
竹久清三	"三、三〇四	自"二五、一〇、一六	至"二六、一〇、一六

『にあり』と書いてある。自身番は次のような防火用具を備えていた。まとい、玄蕃桶、釣瓶、竜吐水、鳶口、はしごなどである。いざ火事という場合には、これらを火消人夫に渡し、名主と家主が付き添って消防にでたものである。

文明開化とともに文化的生活が発達すると、消防の機関も飛躍的に発展した。明治三年東京に消防局が創設されて、江戸時代の『いろは組』が消防班に変わった。外国からの消防制度が輸入されると、ポンプという近代的な機械がつかわれるようになり、その後、同七年消防班は警視庁内におかれた。全国各県においては、知事と警察部長の統率下におかれるようになった。同三十七年には、勅令で消防規則が公布された。

県下の消防 消防組規則、消防組施行概則、同細則などの勅令により、県においては明治二十七年五月三日県令布達をだした。そして県下初の消防組四十一組、五、八〇四名、八十四部が同年五月十五日に創設された。

長柄郡下の消防 長柄郡下の消防組が創設された区域をみると、茂原警察署管内は、茂原、帆丘（本納）で、一宮分署内は一宮、庁南分署内は庁南であった。各管内分署内別は次のとおりである。

茂原警察署	茂原消防組	一組	二部	一八八名
	帆丘消防組	一組	五部	二二一名
同一宮分署	一宮消防組	一組	三部	一五七名
庁南分署	庁南消防組	一組	二部	八五名

警察署長の任免 警察署長は公安委員会によって任免され、公安委員会の管理に服し、署員を指揮して個人の生命、身体および財産の保護、犯罪の予防ならびに捜査、交通の取締り、公共の秩序の維持などに当った。警察署長の任免は次のとおりであった。

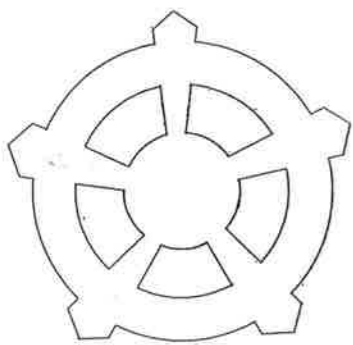
警部	金坂 都	自昭和二二、一一、二七	至"二三、三、五
定員		昭和二十二年	昭和二十三年
警部補		一人	一人
巡查部長		二人	二人
巡查		七人	一〇人
計		一〇人	一三人

消防の変遷 江戸時代の消防については、元和元年火消役の設置されたのが始まりといわれている。

当時、幕府は四千石以上の旗本に対して『頭』と称する火消役二名ぐらいをおき、武家火消（定火消し）をもって編成させた。これ消防官設のはじまりという。また享保三年江戸町奉行大岡忠相は、町内に火消人夫をおいて火災の取締りにあたらせている。慶安二年十二月に至り、三代將軍家光は、火災予防に関する町御触れ書を出している。

この時代の消防は、まといを持って屋根に上り、鳶口人夫が家屋を破壊し、水番というのが玄蕃桶で消防作業をしていた。職業的に自身番といって、今日でいう隣組組長、消防団、巡查派出所などを兼ねたようなものである。近世風俗誌によると、『自身番、毎町つじ

一宮町消防団 一宮町消防団は、明治二十七年一宮町消防組を設立し、初代組頭に片岡金藏が就任し、町設部隊二部の他、各部落、各町内に私設消防隊を組織して町の防火警備の任にあたった。組頭より消防手まで茂原警察署長が任命した。大正二年公設、町設、一宮町設立、組頭に加納久宣が就任、子爵加納久宣は、鹿児島県知事を退職して帰郷すると、町民の要望により一宮町長に就任し、町制の改善、農事の改良、組織的な消防の必要を町民に説き、公設、町設一宮町消防組を設立した。自ら組頭として陣頭指揮にあたり、町民の生命財産を守った。消防団の纏は儀式用の纏で、当時は消防組本部長であった竹久貞次郎の図案で藩主加納家が非常用の紋印、加納家の旗印、馬印として用いられた紋章を型取り、東京神田の纏師相沢某の製作したものである。各区に一部隊を編成し、区長を部長として小頭二名、部員四十名を以て一部とする方法で、総員四百八十一名、十二部隊、組頭一名、組頭代理一名、伝令一名、旗持一名、ラッパ手一名、高張持一名、組頭代理以下は事あるときにその都度各部より差出された。県知事が組頭を任命するが、当時県の規定には副組頭の制度がなかったの



加納家の旗印を形どった纏

で、加納組頭は県当局



一宮消防団の近影

ンブと必要消火機材を取揃え、貴族院議員正二位勲三等子爵の組頭が、文官大礼服を着用して出初式に組員の検閲をするという、日本一の組頭をもつ一宮町消防組ができたわけである。町消防組の他に、在郷軍人会員により編成された在郷軍人会独立消防団一コ部があった。

団長渡辺修三、指揮者竹久貞次郎、団員四十名で、国幣中社玉前神社より寄贈された金属製腕用ポンプと機具一式を有し、一般火災、風水害等非常の場合の出動は勿論であるが、玉前神社の警護の任に当った。大正八年加納久宣が薨去すると、宮重謙輔が組頭に就任、同十年在郷軍人会独立消防団は解散して町消防組に編入された。

同年町市街地内観明寺院下の水田三三〇坪を借入れ、これは貯水池に改設した。貯水量一万四千五百石の大貯水池である。同十一年一宮警察署脇に高さ四十二尺鉄骨望楼兼火見櫓を設置した。昭和三年一月玉前神社前に地下鉄筋コンクリート貯水池二〇〇石入れを設け、観明寺下の大貯水池と連結せしめ、同年四月組頭附本部長を置くことにした。

初代本部長に竹久貞次郎就任。同年三月、タービン式二十馬力ガソリンポンプを二台購入、購入代はポンプ二台で四千七百円、水管車二台で百三十円、小学校下と警察署脇に格納庫を新設し、建物の地下を貯水池とした。

同年三月三日、金馬廉使用允許、同四年竹久貞次郎副組頭に就任、消防組編成の改編を行なった。

におもむき、一宮町消防組に、組頭代理をおくことの必要を説いて成功し、町助役の宮重謙輔を組頭代理に任命させた。金属製腕用ポンプ

動力部隊二十名二部隊、腕用ポンプ四十名九部隊、本部十六名、救護班十五名、総員四四一名、同六年、内宿、本給機具置場脇に鉄骨火見櫓二基を新設し、宮後伊藤慶司前道路地下に貯水池二〇〇石を新設した。

昭和七年三月三日、金馬廉第三条使用允許、同八年二月十一日、金馬廉第四条使用允許、同八年、片岡仙藏組頭に就任、同九年、自動車ポンプ一台を購入、手挽ガソリンポンプ二五馬力手挽二台を更新した。

同十年久我惣太郎組頭に就任、同十一年四月二十九日金馬廉第五条使用允許、同十二年二月十一日金馬廉第六条使用允許、同十四年四月勅令により消防組を警防団に改組、初代団長に久我惣太郎就任、同月一日竹久貞次郎に一宮町警防団顧問を嘱託した。

同十五年、市街地八ヶ所に百石入り貯水池を完成、同十六年渡辺修三が団長に就任、同年二月十一日千葉県より優良竿頭綬を授与される。同十八年中村荘二団長に就任。同年二月十一日県消防協会より無火災竿頭綬授与さる。大東亜戦争激烈となり帝都防衛のため自動車ポンプを供出する。

同二十一年八月、消防組織法が公布され、一宮町消防団となり、団員総員による選挙の結果、初代団長に久我惣太郎が就任した。

同二十二年 自動車ポンプ一台購入。

二十五年三月七日 消防協会より優良竿頭綬を授与さる。

二十七年一月 下ノ原地区へ可搬動力ポンプ購入、同年三月七日県より優良竿頭綬を授与さる。同年三月 中村寿男団長に就任、洞

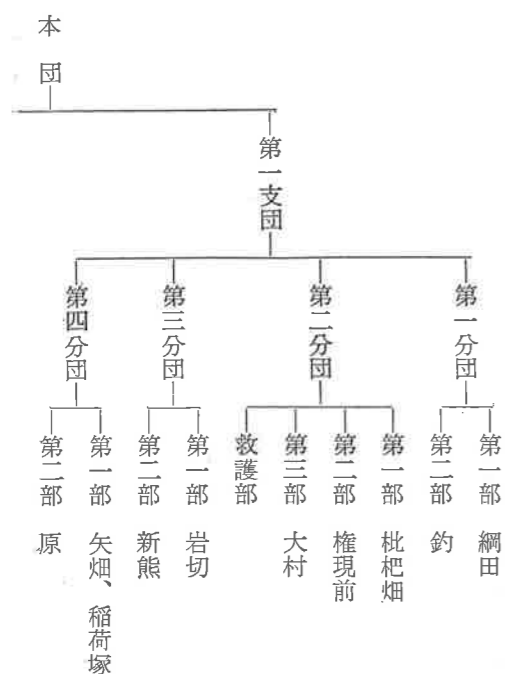
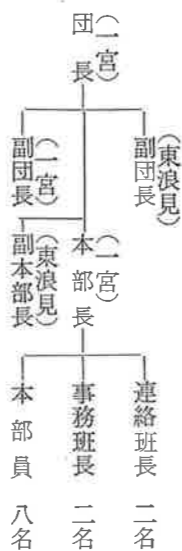
年五月野中地区動力ポンプ二十五馬力購入。

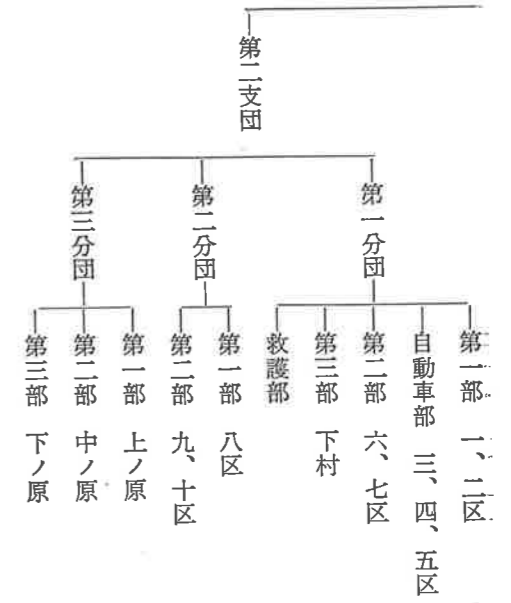
同二十八年六月、大型手挽動力ポンプ八十五馬力二台を更新し、小型動力ポンプ五馬力一台を購入して下ノ原に配置した。

同二十八年十一月、一宮町、東浪見村消防団合併、総員四七〇名で、旧一宮二五〇名、旧東浪見二二〇名、面積二一、〇五平方町、人口九、四二〇人、世帯一、八三七である。

合併時の機構は次のとおりである。

本部





団 長 中村 寿男 (旧一宮町団長)
 副団長 長谷川勝男 (旧東浪見村団長)
 兼第一支団長 渡辺 武司 (旧一宮町副団長)
 兼第二支団長 関 啓二
 第一副支団長 石野喜三郎 (旧東浪見副団長)
 第二副支団長 近藤 源助 (旧一宮本部長)
 本部長 秋場 弘 (旧東浪見本部長)
 副本部長 秋場 弘 (旧東浪見本部長)
 昭和二十九年一月中原、下村に動力ポンプ十八馬力二台を購入配置した。
 同年四月長生村船頭給部落、一宮町への編入にとまない、第二支団第四分団を編成した。団員は二七名、面積〇、八〇平方杆、人口六六六人、世帯数一二九、同年八月東浪見地区大村に貯水池二五〇

石入りを新設した。
 昭和三十年三月七日、千葉県消防協会より優良表彰をうけ、優良表彰旗を授与さる。
 同月、東浪見地区網田に機具置場を新築した。
 同三十年四月、東浪見地区新熊に鉄骨火見櫓を新設、同年四月一日、長生村新地部落、一宮町に編入、第四分団第二部へ編入、団員二七名、面積一、一二平方杆、人口五九五人、世帯数一〇八、同年七月支団制を廃し、本団を六分団二十部制に改編した。
 同年九月三十日、長生村宮原地区、一宮町に編入、団員二七名、面積〇、六八平方杆、人口七四六人、世帯数一四六、本団総員四九三名。
 同三十年十二月、警察署前の鉄骨サイレン塔を改設、同三十一年一月一日、本団現有勢力、団員四八三名、自動車ポンプ一台、大型手挽動力ポンプ二台、可搬動力ポンプ六台、腕用ポンプ十一台、同月十日、東浪見地区原に機具置場新築、動力ポンプ二十八馬力一台購入、同年四月船頭給地区貯水池三ヶ所新設、同年十二月東浪見地区釣に鉄骨火見櫓新設、同三十二年一月、宮原地区に動力ポンプ三十四馬力一台購入、同年二月東浪見地区岩切に機具置場新築、同年五月東浪見地区権現前に動力ポンプ十五馬力一台を購入、同年七月東浪見地区網田に鉄骨火見櫓新設、同年八月東浪見地区矢畑に鉄骨火見櫓を新設、一宮地区上宿に貯水池新設、同年九月一宮駅構内に貯水池二二〇石入り新設、その額は三十三万六千円、同年十一月東浪見地区大村に動力ポンプ三十五馬力一台を購入、同年十二月東浪見地区原に鉄骨火見櫓を新設、同三十三年三月十五日、日本消防

協会より優良卒頭授与、同年四月東浪見地区新熊に貯水池を新設、同年五月船頭給地区に動力ポンプ三十五馬力を購入、同年六月東浪見地区新熊に消火掘抜き井戸三ヶ所新設、同年九月東浪見地区大村に貯水池新設、同年十月新地地区に鉄骨火見櫓を新設、同年十一月上ノ原地区に貯水池を新設、同年十二月船頭給地区に消火掘抜き

一宮町消防団組織編成表

総員 327名									
団長 (一名)									
副団長 (二名)									
分団名	分団長	部長	班長	団員	現有ポンプ馬力	編成範囲(区別)	戸数		
第一分団	一名	一名	一名	一二名	五	網田	59		
第二分団	一	一	一	一二	一五	釣・枇杷	86		
第三分団	一	一	一	一二	一五	権現前	67		
第四分団	一	一	一	一二	三五	大村	52		
第五分団	一	一	一	一二	二八	岩切	40		
第六分団	一	一	一	一二	二〇	矢畑・稻荷塚	63		
第七分団	一	一	一	一二	二八	原	54		
第八分団	一	一	一	一二	五	新熊	62		
第九分団	一	一	一	一七	九〇	第一区、第二区	228		
本部	分団長 (一名)	部長 (二名)	班長 (三名)	団員 (三名)					
救護部	部長 (一名)	班長 (一名)							

き井戸新設、東浪見地区釣に動力ポンプ十五馬力一台を購入、自動車ポンプ一〇馬力を更新。
 このようにして、ようやく一宮町の消防施設は整備された。現在の編成、施設は次のとおりである。(九ノ二、九ノ三)の整備編成により中村団長以下団員一致団結して有事に備えている。

第十五分団	第十四分団	第十三分団	第十二分団	第十一分団	第十分団	第九分団	第八分団	第七分団	第六分団	第五分団	第四分団	第三分団	第二分団	第一分団	分団名
片岡四郎作	御園生隆	森昭	君塚貞男	伊藤隆	宮本正男	斎藤讓一	河野勤	横山助生	小関五市	峰島喜久雄	川崎清	川崎勇作	志田仁平	鵜沢高	分団長
森田重徳	小高敏	高梨俊雄	鎗田志夫	渡辺章	岡沢農生男	森川平之助	吉野実	小関勇助	田中利雄	内山欽作	長谷川広吉	内山騰	吉野町之助	緑川貢	部長

一宮本郷区裁判所の沿革 一宮本郷区裁判所は、明治二十四年一月をもって当町に新設し、開庁された。これよりさき、同二十一年十一月千葉治安裁判所大多喜出張所がおかれ、(大多喜本町久保三八)その管轄区域は、大多喜、桑田、中野、刈谷、大上、山田、村松各登記所である。

同二十三年十一月一宮本郷区裁判所大多喜出張所は改称し、その所管は総野、村松である。同二十五年に同所二四一番地に移転し、同三十六年度現在地に移った。大正二年四月、千葉区裁判所大多喜出張所と改め、同八年七月一宮本郷区裁判所が復活したので、同所大多喜出張所と改めた。その所管区域は大多喜、西畑、老川、上瀑、瑞沢、中川。当時の登記件数四、五六八件、登録料六、二三七円二〇銭である。

同所国吉出張所は、大多喜出張所より分離、国吉、東、千町の三ヶ町村の出張所が同四十一年七月、国吉出張所として新設された。登記件数二、一四二件、登録料三、三〇六円七八銭(大正四―六年度)

同所長者町出張所は、長者町四一九。同二十三年五月開設された。同所はもと旭出張所と称していた。その後同町一一六番地に設置され、同三十二年八月現在の地に移転したのである。大正二年四月一日本区裁判所は廃止されるに至り、千葉区裁判所々管となり、同区裁判所と改称したが、その名称には、地名としてはふさわしくないというので、同五年四月一宮本郷区裁判所の復活にともない現在の名称に改めたのである。所管区域は大原、長者、

昭和三十八年度一宮町消防団役員名簿

本部	団長 中村 寿男	副団長 江沢 豊	本部長 渡辺 一雄	副本部長 堀越 光男	指導部長 加藤 和夫	石野 勲	鈴木 原源	救護部長
----	-------------	-------------	--------------	---------------	---------------	------	-------	------

第一〇分団	第一分団	第二分団	第三分団	第一四分団	第一五分団	第一六分団	第一七分団	第一八分団	第一九分団	第二〇分団
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一七	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
九〇	一七	一一〇	二〇	二五	二〇	一五	五	三五	二八	三四
第六区、第七区	第一五区、第一六区	第三区、第四区、第五区	第八区	第九区、第一〇区	第一区	第二区	第一三区、第一四区	船頭給	新地	宮原
196	134	289	80	131	86	52	80	130	145	165

第十六分団	丸島茂	渡辺和一
第十七分団	丸島栄蔵	福辺由次
第十八分団	鵜沢久男	小林与惣次
第十九分団	貝塚俊信	井桁一郎
第二十分団	小川正孝	田中丈夫

東海、中根、吉沢、太東、登記件数は一カ年間平均三千円程度。登録料五く六千円である。

同所勝浦出張所（墨名八〇七にあったが、同三十一年十一月の開設で、勝浦字仲本町より同下本町に同三十七年十二月移転）は現在地に移転したが、同四十四年十月であった。その所管区域は勝浦、御宿、浪花、布施、豊浜総野、上野、清海で、登記件数は四、七六一件、その総額は、一一、五二七円七〇銭（大正六年度）

大正二年法律八号により、一宮本郷区裁判所は、同四月二十日に廃止され、千葉区裁判所の管轄区域に併合され、その出張所は、次の七ヶ所のみ存置した。庁南、大多喜、勝浦、長者町、国吉などである。

その後、同八年三月二十六日法律二二二号により再度新設され、七月に開庁された。御宿町には出張所が同十年七月新設されたのである。

昭和六年三月三十日付をもって、司法省告示八号、四月一日登記

費十九円四十銭で修繕されている。

のち、当一宮支部に東京控訴院長、千葉地裁所長、東京高裁長官の諸氏が当所に巡視して、現在に至っている。

千葉法務局一宮支局 千葉地方法務局一宮支局の前身は、昭和二十二年五月三日、名称変更が行なわれて、千葉司法事務局一宮出張所となり、その管内は、長生、夷隅郡内で登記事務は一宮をはじめ、一松、東浪見、八積、土睦村であった。（同二十二年十二月十七日法律一九三号にもとづき）翌年二月十五日、司法省は解消され、司法事務局は法務庁に総合移管されたので、同二十四年六月一日より法務条令第十二号により、千葉地方法務局一宮支局と名称が変更された。同二十八年十一月三日、行政区画にともない、一宮、土睦、長生村（但し茂原出張所の管轄に属し地区は除き）の管内登記事務が行なわれた。さきに一宮町自治警察署廃止にともない、町舎を一宮町より借受けて移転し、現在に至っている。

事務を除いて、一般裁判所事務が停止され、二年後の、八年一月二十日同省告示一号により一般裁判事務は二月一日に再開した。同十七年十月一日に至り、調停事務と登記事務を除いて、一般裁判事務を残して、同事務は停止された。

戦後に至り、同二十一年同省公示五七号、二二一号を以て、七月一日一般裁判事務が開始され、同二十二年法律六〇号の政令と二四号にもとづく政令二五号（同年五月三日施行）、千葉地方裁判所一宮支部乙号にもとづいて開庁し、同年一月一宮家事裁判所が併設されたのである。

同二十二年四月新憲法の実施にともない、司法と行政とが分離されて、一宮区裁判所検事局であったものが、新たに千葉地方検察庁一宮支部として、また登記事務も千葉地方法務局支局として発足した。（法務局の項参照）

同二十三年度最高裁判規則三七号により、二十四年一月一日付開設された、千葉家庭裁判所一宮支部、同千葉地方裁判所一宮支部管内の位置は上風景においた。大正八年七月一日開設以来、同九年八月二十一日、現在の庁舎に移転するまで仮庁舎で、事務を行なっていた。

町有公会堂Ⅱ、七六九番地に増築し、大正十年一月十日に竣工した。当時金額三千五百円で新築されたのである。また、関東大震災のため、庁舎本館と附属家倉庫門などが大破されたので、竣工費六千九百六十一円二十九銭で、この震災復旧費十二年度の臨時歳出として経上された。その後昭和三年七月十日、老庁舎なので総工

福祉施設

社会福祉協議会 一宮町の社会福祉に関する主な団体として

は、社会福祉協議会、民生委員、青少年問題協議会、遺族会、未亡人会、社会教育委員会等がある。これらの団体は、一宮町社会福祉協議会が母体となって活動している。常設ではないが、季節的に開かれる農繁期託児所もこれに属する。また、海岸には、環境に恵まれないものの教育を行なっている一宮学園がある。民生委員の努力のもとに生活保護法による各種の保護も行なわれている。

町村合併建設計画によって保育所の建設が企てられていたが、それが具体化して、児童福祉と産業に大きな貢献をしている。現在の一宮町には、一宮保育所、東浪見保育所、原保育所、受光保育所（私立）の五保育所がある。

社会福祉協議会は昭和三十年四月に発足し、社会福祉協議会発足の目的を次のように定めた。

- 一、社会福祉に関する一切の問題について調査研究する。
- 二、既設関係機関の整備改善に協力し又は自ら施設経営を行なう。
- 三、保健衛生の向上、生活改善の合理化運動、文化施設の育成指導をなす。
- 四、社会福祉に関する講演又は地域巡回指導を行なう。
- 五、その他本会の目的達成のため必要と認める事業を行なう。

会長 近藤三郎・副会長 岡沢太兵衛 秋場てい
常務 嵯峨野永・監事 小林喜一 中村孫右衛門
会計 石岡嘉美 峰島縣一・理事 各区長

実施事業

一、法外援護 二、児童福祉 三、年末援護

四、老人福祉 五、心配ごと相談所 六、助け合い貸付

七、母子家庭 八、その他

生活保護者、要保護者、母子家庭、身体障害者の三十三年度の状況は次のとおりである。

生活保護者 二九人 要保護者 六九人
母子家庭 一二九人 身体障害者 五六人

昭和三十四年一宮町の保健と福祉について

一、貧困世帯数

全世帯数 被保護世帯数 割合 要保護世帯 割合

二、二七七 二六 一、一% 八四 三、七%
二、老人（六〇歳以上）
人口 老人数 割合
一一、四八四 一、三三四 一一、六%
三、出生
人口 出生数 割合
一一、四八四 一七五 一、五%
四、死亡
死亡数 割合
一〇二 〇、九%
五、身体障害者・手帳所持者
世帯数 所持者 割合
二、二七七 六一 二、七%
六、結核患者（三五年一月）
人口 患者数 割合
一一、四八四 二二四 〇、〇二%
七、高血圧患者（三月、十一月）
老人数 要注意 割合
一、三三四 二九七 二二、三%
八、保育所入所児童（三五年三月）
幼児（六歳以下） 保育児 割合
五八六 一一八 二〇、一%
九、検べん結果（三五年二月小・中学生は除く）

対象人員 被検者数 割合 有卵者 割合

九、二二六 五、一五六 五六% 二、二九〇 四四、四二%

鉤虫（十二指腸虫） 割合 蛔虫 割合

一、九八二 八六、五% 六八 一六、〇%

十、要保護児童数

児童数 要保護児童 割合

二、二二〇 九九 四、四%

十一、母子世帯

世帯数 母子世帯 割合

二、二七七 九〇 四〇、〇%

十二、福祉年金受給者

老人数 受給者数 割合

五六八 四〇五 七二、三%

十三、国保受診状況

平均一人当たり 被保健者 受診件数 一人当たり割合

六二二 七、九二二 一三、二九四 一、七%

被保健者 所要点数 一人当たり医療費

七、九二二 一、〇一三、〇五四・七 一二八円

昭和三十五年

福祉問題の状況

1、貧困世帯 一一〇世帯 三三七人

内生活保護の対象となっているもの

- 二六世帯 六九人
- 2、母子世帯 九〇世帯 四六四人
- 3、身体障害者(手帳所持者) 六一人
- 4、戦没者家族 三二〇人
- 5、福祉施設

虚弱児童施設 一宮学園(収容児童 一八〇人)

保育所 町立 二 収容児童 二二二人

福祉住宅 建坪一五坪 四畳半四室、六畳一室の建設等各種の

事業活動が活発となつて着々とその実績を挙げている。

運営委員

町議会議員 田中 誠治 一宮

農業委員 片岡 義雄 "

国保運営委員 小高德三郎 "

町議会議員 秦 守彦 "

教育委員 齊藤 信 "

区 長 田中 三郎 東浪見

福祉協議会理事 三枝 栄松 "

民生児童委員 田中りやう "

福祉協議会理事 森 重美 宮原

民生児童委員 酒井伊之助 船頭給

理事 三四名

支部長 三二名(支部長は各部落の区長をもって支部長としその

任に当っている。)

表彰

- 一、昭和三十三年六月二十四日全国社会福祉協議会長表彰
- 二、昭和三十三年十月八日千葉県知事表彰
- 三、昭和三十四年十二月二十三日財団法人結核予防協会千葉県支部長表彰

四、選奨状

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会長表彰

五、昭和三十四年四月十二日

社会福祉振興地区指定千葉県社会福祉協議会

六、昭和三十五年三月二十四日千葉県知事表彰

七、昭和三十五年四月二十六日

財団法人結核予防協会総裁故雅仁親王妃表彰

事業 生活保護、母子家庭、長欠児童対策、身体障害者、精神薄弱

児童対策、児童遊園地、農繁期託児所、助け合い貸付、年末助け合

い、老人感謝の運動、簡易住宅、団体補助金、新生活運動、保育事

業、家庭相談所、青少年問題、法人組織、公民館建設運動、老人ホ

ーム建設運動、一日一円の貯蓄運動等の事業計画にもとづき、事業

の遂行に役職員一体となつて福祉の町一宮の建設に邁進している。

昭和三十六年には、県費の補助を受け、一宮町心配ごと相談所を

設置し、町民の心配ごとの相談に応ずることになった。三十七年度

には民生部会二五名、保健衛生部会四名、生活改善部会一八名、

婦人青少年部会一九名をおき、社会福祉先進地としての実績をたか

めることにとめた。

三十八年、かねてより念願の一宮町社会福祉センターと、一宮町公民館の建設がなり、その機能を發揮せしめ、一步一步福祉の増進をはかっている。

国民健康保険 国民健康保険は、同十三年に国民健康保険法が

(東京・一宮の敬老会の交換風景)



成立して以來、各市町村とも健康保険

組合を設立し

て事業の推進

を図り、国造

りの基石とし

て健民育成に

力をそそいで

いた。日華事

変から太平洋

戦争と、広範

囲に互る戦線

が長期化した

ため、物資の

欠乏が深刻に

なり、医薬品

の配給量が減

少して医師も充分な診療ができない状態になった。保険診療事業

は、一大打撃をうけて、事業休止の組合が続出した。しかし、同二

十三年十二月になると、国民健康保険法の改正が行なわれ、従来の

健康保険組合から、市町村営に移されて、組合当時の任意の加入か

ら義務加入となり、事業に要する経費も、国庫補助のあるほか、医

療費の二割額を同二十八年から国庫より補助されるようになり、ま

た県からも相当額の補助があつて、再建の光明がみられるにいたつ

た。一宮町では、同二十八年十一月三日の合併時に全町の実施がで

きず、旧東浪見村(東浪見地区)だけが事業を継続実施した。

東浪見地区は、東浪見健康保険組合を設立し、同十七年四月一日

から事業を実施していた。そして、同二十三年十一月一日、東浪見

村国民健康保険として村営事業となった。

一宮地区は、同二十四年四月一日、町営でその事業を開始した

が、事業運営状況は芳しくなく、遂に同二十五年三月一日、一ヵ年

で休止のやむなきにいたつてしまった。

合併後、同三十年十月一日、宮原地区が一宮町に編入となるや東

浪見地区に加わつて運営された。昭和三十三年十月一日に一宮町全

域に、国民健康保険業務が実施され、昭和三十五、三十六年頃から

は、住民の国民健康保険に対する理解が深まり、ようやく保険本来

の目的が達せられ、昭和三十七年には、完全に一宮町国民健康保険

として、住民福祉に直結する成果を充分に挙げることができた。こ

れも一宮町福祉協議会の活動が活発で、住民もそれを望んで協力を

おしまなかつたからである。

国民健康保険事業状況報告書(事業年報) A表

(昭和 37 年度)

1. 一般状況

国民健康保険事業報告書	43	保険者名	一宮町	事業開始年月日	()年()月()日 32年10月1日
年度末現在	4人	年度末現在	1人	年度末現在	1人
各月末現在	19,123 (A)	年間平均	1,594	年度末現在	5割
年度末現在	1,585	年度末現在	7,538 (B)	給付期間	無期
年度末現在	7,475	年度末現在	90,457	功産給付	(2,000円)
年度末現在		年度末現在		葬祭給付	(2,000円)
年度末現在		年度末現在		育児手当	(200×6円)
年度末現在		年度末現在		給付回数	4回
年度末現在		年度末現在		給付額	

2. 収支状況(事業勘定)

入		出			
科目	予算現額	決算額	科目	予算現額	決算額
保険税(料)	8,898,000	9,084,066	役所費事務所費	1,876,000	1,811,632
一部負担金	0	0	徴収の給付	12,200,000	10,769,060
事務費負担金	842,000	871,000	療養費	353,000	179,179
療養給付費負担金	5,337,000	5,292,423	手数料	90,000	81,560
特別療養給付費負担金	12,000	17,333	小計	12,643,000	11,029,799
調整交付金	10,000	593,000	助産諸費	208,000	193,000
医療給付補助金	52,000	57,077	育児諸費	125,000	110,400
計	6,253,000	6,830,833	葬祭諸費	168,000	142,000
都道府県支出金	1,000	32,000	計	13,144,000	11,475,199
一般会計(市町村費補助)	1,000	0	保険施設費	377,000	343,904
入金	0	0	直診勘定繰出金	0	0
繰入金	0	0	前年度繰上充用金	0	0
繰入金	3,253,000	4,804,277	その他の支出	3,039,000	2,672,712
繰入金	30,000	128,634	合計	18,436,000	16,303,447
その他の収入	30,000	128,634			
合計	18,436,000	20,879,810			

収支差引額 (K) 4,576,363円 5月31日現在積立金保有額 2,141,025円 5月31日現在市町村組合費 円

収支状況	種別	額		率	
		額	率	額	率
徴収	現年度分	9,087,735	99.30%	63,699	0.70%
	過年度分繰越分	112,375	1.24%	26,055	0.29%
支払	現年度分	9,200,110	98.74%	116,044	1.25%
	過年度分繰越分				
徴収	現年度分	10,768,254	99.30%	806	0.00%
	過年度分繰越分	179,179	1.70%	0	0.00%
支払	現年度分	11,392,833	98.74%	11,393,639	100.00%
	過年度分繰越分				

支払状況欄～療養の給付の保険者負担分過払い額 806円は38年6月に返付された。現在は未払い過払いともなし。

1. 保険給付状況

国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表 (昭和 37 年度)

種別	件数	日数	費用額	一宮町		年間平均被保険者数	(B)	7,538人
				保険者負担分	被保険者負担分(一部負担金)			
入院	324	4,888	4,828,068	2,411,551	2,395,526	20,991	0	0
入院外	13,947	49,861	12,929,508	6,310,163	6,205,119	414,226	0	0
診療費	3,257	14,876	3,976,132	1,988,065	1,988,067	0	0	0
小計	(C) 17,528	69,625	21,733,708	10,709,779	10,588,712	435,217	0	0
薬剤支給	53	(処方箋枚数 94)	116,952	58,476	58,476	0	0	0
その他								
計		17,581	21,850,660	10,768,255	10,647,188	435,217	0	0
診療費	4	81	40,847	20,424	20,423	0	0	0
薬剤支給	142		317,592	158,755	158,837	0	0	0
その他	146		358,439	179,179	179,260	0	0	0
計			722,878	346,358	346,524	0	0	0
療養諸費合計		17,727	(E) 22,209,099	10,947,434	10,826,448	435,217	0	0
助産給付	97		193,000					
育児手当	94		110,400					
葬祭給付	71		142,000					
計		262	445,400					
その他の給付								
合計		17,989	22,654,499					

受診率 { (C + D) ÷ B } × 100 232.58%

療養諸費1人当費用額 (E ÷ B) 2,946.29円

2. 療養の給付(診療費)内訳

種別	件数	日数	点数	数	費用額	1件当日数	1件当点数				
								甲		その地域 入院外	入院外
								特定地域	入院外		
								入院	入院外		
一般診療	12	80	262	35,427.9	371,993 ^円	21.8	2,952.3				
乙の一表	58	112	112	10,190.6	107,002	1.9	175.7				
乙の二表	79	79	1,695	172,489.9	1,716,398	21.5	2,183.4				
計	479	479	1,349	57,424.9	573,385	2.8	119.9				
歯科診療											
特定地域	16	93		4,013.9	42,145	5.8	250.9				
その他地域	3,241	14,783		393,398.7	3,933,987	4.6	121.4				
計	3,257	14,876		397,412.6	3,976,132	4.6	122.0				
合計	17,528	69,625		2,171,923.4	21,733,708	4.0	123.9				

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表

(昭和 37 年度)

3. 世帯主の結核性疾患等にかかる療養諸費

保険者 記番号	葉	43	保険者 名	一	宮	町
------------	---	----	----------	---	---	---

種別	件数	日数	費用額	保険者 負担分	一部負担金 (被保険者 負担分)	結核予防法 負担分	生活保護法 負担分	精神衛生法 負担分	その他の 負担分		
										療養の給付	
										入院	入院外
診療費	5	80	44,532 ^円	28,043 ^円	12,019 ^円	4,470 ^円	0 ^円		0 ^円		
療養費	190	1,040	454,342	184,308	78,994	191,040	0		0		
その他	195	1,120	498,874	212,351	91,013	195,510	0		0		
計	195		498,874	212,351	91,013	195,510	0		0		
療養諸費合計	195		498,874	212,351	91,013	195,510	0		0		